

公益社団法人 杉並青色申告会 名誉役員の委嘱等に関する規程

公益社団法人 杉 並 青 色 申 告 会
制 定 平成 22 年 3 月 19 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 杉並青色申告会（以下「本会」という。）定款第 30 条に規定する名誉役員について、委嘱の基準及び報酬や費用の弁償等につき必要な事項を定め、運営の合理性と透明性を図ることを目的とする。

(委嘱の基準)

第 2 条 定款第 30 条に定める名誉役員の委嘱の基準は、原則として次による。

- (1) 本会の発展に功績のあった会長経験者は、名誉会長又は顧問とする。
- (2) 学識経験が深く、かつ本会の活動に深い理解がある者は、名誉顧問とする。
- (3) 本会の発展に功績のあった副会長経験者は、顧問又は相談役とする。
- (4) 本会の発展に功績のあった理事経験者は、相談役とする。

(職 務)

第 3 条 名誉役員は、定款第 30 条第 5 項に定める事項の他、会長の求めに応じ本会が主催する行事等に出席することができる。

(報酬の支給)

第 4 条 名誉役員は、無報酬とする。ただし、名誉役員の中名誉顧問には、社員総会において定める総額の範囲内で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項に定める名誉顧問に支給する報酬等の額は、別表第 1 の「名誉顧問の報酬等」に定める金額とする。

(費 用)

第 5 条 本会は、名誉役員が会長の要請等に応じ会議に出席する等、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 前項に定めにより名誉役員に弁償する費用の額は、別表第 2 の「名誉役員に支給する費用等」に定める金額とする。
- 3 第 4 条に基づき名誉顧問に報酬を支払ったときは、第 1 項に定める費用の弁償は行わないものとする。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって公益法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け移行の登記をした日(平成 23 年 1 月 4 日)から施行する。

【別表 1】 名誉顧問の報酬等

項 目	報 酬 額
名 誉 顧 問	必要の都度、謝金として 1 人一律 25,000 円

【別表 2】 名誉役員に支給する費用等

項 目	報 酬 額
名 誉 役 員	必要の都度、費用として 1 人一律 2,000 円